

医療 DX 推進体制整備加算

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、導入検討中です。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。